

## 第4回委員会会議録

事務局

それでは、若干時間早いですけども、改めましてこんにちは。本日はですね、大変お忙しい中、そして足元の悪い中ですね、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。  
ご案内の時間となりましたので、ただ今から第4回の第三者委員会を開会させていただきます。

事務局

初めに委員長よりご挨拶を申し上げます。一応よろしく願いいたします。

委員長

皆さん、こんにちは。大体議論すべき論点はこの前出たと思うので、今日はこの論点についてもちよっと具体的なことを考えていきたいということで、後で説明もあると思うんですけども、今日は12、3、4回目、11月にもう1回やって、ま、それで大体取りまとめて、もう1回打合せをして、最終的に町長に報告書を渡して云々というので、あと2回ぐらいで終わらせたいという風に思ってますので、よろしく願いいたします。

事務局

それではですね、本日は、委員の皆様全員のご出席により、定数に達しておりますことを報告いたします。なお、これ以降の進行につきましては、会議の議長となります委員長の方をお願いいたします。

委員長

はい。それでは、ただ今より議事に入ります。限られた時間でございますので、慎重な審議をお願いいたします。議題の丸1、再発防止策の取りまとめについて及び丸2の委員会報告案の検討については、一括して議題といたします。お手元の資料をご覧ください。事務局からまず資料の説明をお願いします。

事務局

それではですね、まず9月の24日、先般ですね、第3回の第三者委員会ということで、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見等に対してのご説明、補足資料を準備しておりますので、そちらの資料の説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

前回の委員会で委員長から、入札可能業者数は最大でどれぐらいになるのか、どの辺まで行けばどの辺ぐらいまで広げることができるのかということでご質問ございました。そちらについて調べた内容をご報告させていただきます。A3の資料をご用意ください。入札参加可能業者数ということで、まず、石川町の入札有資格者名簿という名簿がございます。この名簿に登載された建設業者数は現在252社でございます。そのうち石川町は32社登録されています。入札に参加可能な業者が32社いるということになります。郡内の名簿登録状況を見ますと、玉川村が1社、平田村が1社、浅川町が3社、古殿町2社ということで、石川郡内で絞ると石川町32社と郡内7社を合わせて39社ということになります。

事務局

で、これまでご説明してきた通り、郡内はほとんど石川町の業者で占められている状況です。

委員長

業者はあるいるあるけども、登録をしてないっていうことはない。

事務局

そういう状況も見受けられます。

委員長

石川町内の事業者はほとんど登録してる。

事務局

石川町内の事業者はほとんど登録してますね。登録してないところは、下請けを基本としている業者であると捉えています。

事務局

委員長から指名にしても一般競争入札するにしても、業者数が少ないと固定化をできてしまっているところで、どの辺まで広げればいいのかというところ分析してみました。近隣の町村で入札参加名簿に登録されている業者、どれぐらいあるのかというところを見ていただくと、石川町が今属しているのは県中地域というところなんです。この県中地域は町の生活圏と密接な関係があることから、この圏域から見ていく必要があります。県中地域で登録業者数が一番多いところは、郡山市で92社。次いで須賀川市が17社、田村市が1社、天栄村が1社、三春町が2社。ということで、地図を見ると黄色で数字が書かれているところですね。地域、同じ

エリアで、石川町にの名簿に登録されている業者の数になります。このエリアの中で、業者数を増やしていくとすると、全て郡山まで入れてしまうかっていうところもあるんですけども、生活圏で最も近い自治体は須賀川市となる。石川郡に須賀川市を入れた形で業者数どれぐらいになるかっていうのを検討してみました。この地図上にあるエリアcパターンとすると、石川郡と須賀川市を入れた事業者数は、石川郡の 郡内の 39 社に須賀川市の 17 社を合わせ、56 社が指名可能な業者数ということになってきます。それぞれ a、b、c ランクの格付けをしてみたのが 1 番右側の表になります。

#### 事務局

上から、一般土木工事、建築工事、舗装工事ということで、それぞれ経営審査事項の点数からランク付けをしたものであります。石川郡と須賀川市を加えたもので集計しています。まず、一般土木から見ますが、石川町内だけですと a ランク 5 社しかいませんが、石川郡、そして須賀川市も含めると、a ランクは 14 社まで増えます。b ランクは 8 社から 13 社まで増えます。c ランクは 9 社で全く変動無しということで、c ランク程度の実績の業者は、下請けがメインとなっており、他の自治体まで足を延ばして入札参加の申し込みをすることはないのかなっていう風には感じてます。他の建築工事に関しても、c ランクに関しては数に変わりはありません。建築工事を見ますと、石川町内のみが 3 社だったものが、須賀川市を合わせると 11 社まで増えます。b ランクは 6 社から 9 社まで増えます。舗装工事になりますと、石川町内が 5 社だけだったんですが、これが須賀川市と郡内を合わせると 11 社まで増えます。b ランクは 7 社から 11 社まで増えます。これは 1 つの例なんですけども、須賀川市を加えるとこのぐらいの事業者数になるという分析結果でした。

#### 委員長

須賀川にはもっとたくさんの業者がありますよね。で、ここまで地域要件を広げるとすれば、17 では多分済まないですね。登録業者はもっと増える可能性はあるよね。増えすぎるのかもしれないけど。

#### 事務局

今、入札参加の申し込みをしていただいてないっていうことは、その業者さんにとって我々がこう彼らの営業対象になってないのかなっていう風には感じるころがあります。そもそも指名されることはないから入札参加申請しないっていう状況なのかなと。指名だけじゃなくて一般競争入札もあるので、ビジネスチャンスがあれば登録していないと入札に参加できないっていうことは皆さんご存じだと思うので、そのルールを分かっているにもかかわらず登録しないっていうことは、やっぱりそういう何かしら自制するルールが働いてるのかなっていう風には

感じます。こちらからぜひ入札参加資格申請しに来てくださってというものでもないので、これをどういう風に広げて登録数を増やしていくかっていうのは課題になると感じています。

委員長

ただ、石川の32以外のところは、地域要件を、例えば一般競争入札で、郡プラス須賀川にしたら倍増ぐらいする可能性がないと。

委員長

いや、増えること自体はね、悪いことじゃないんだけども。

委員長

でも、やってみなきゃわかんないわかんない。登録は、年に何回やるんですか。

事務局

定時の申請は2年に1度で、追加の申請は1年ですが随時の申請も受け付けしている。

委員長

それは何月からですか。

事務局

石川町の場合は11月から1カ月間になります。

委員長

そうすると、新しい制度ができた時は、それに合わせて、ちょっと遅らせて来年度のための登録を始めると。で、来年度以降はこういうような入札の方法になりますよということを示唆した上で、登録していただくということですね。

事務局

ここまではよろしいですか。それでは、引き続きですね、私の方から、本日、先ほど委員長からありましたように、議題としては別々に挙げてはいるんですが、前回に引き続きまして再発防止策等の取りまとめをしていただきまして、合わせて、こちらについては委員会報告書案という形で現在原案、たたき台作成しておりますので、そちらを見比べながらですね、一緒にご議論いただければなということで考えております。

\*\*\*\*\*事務局から報告書原案の修正について説明\*\*\*\*\*

委員長

ということで、一般競争入札だと、やっぱり応札能業者 10 社以上ってというのは、多分大体妥当な線かなっていう気はするんですが。例を出すと、伊達市はかつて指名競争入札をほとんどやってたんですけども、今、指名競争入札は 130 万以下工事という事案に限ると。だから、かなりちっちゃい少額随契の範囲内ということのようです。それか、一般競争入札にはそぐわないというのかな、そういうようなものも、ちょっと具体的にはわかりませんが、あるようで、そういうものについては、原則一般競争入札であるということで、だからといって不調が多いかっていうと、そうでもないです。これ 7 年か 8 年、伊達市でやってるんですけど、最初は震災の復興工事とかっていうのはまだ多かったんですけど、最近是不調が非常に少なくなりました。

委員長

で、それで、下の指名競争入札にも関わるんですけども、この前も話したその数の問題もあるんですけども、原則一般競争入札にしちゃって、指名競争入札でされてなきゃまずいよね、そっちの方がいいよねっていうものについてだけする。そして、一般競争入札で不調の場合は、2 回目は指名競争にするっていうやり方か、一般競争入札を拡充して、なるべく一般競争入札でやりましょうと。で、拡充した場合はいくらの工事。今は元々が 5000 万が 2000 万にしたんですね。なるほどなんですけど、それでいいのかどうかってことですよね。その辺はちょっとご意見を伺いたいです。

委員

入札を中止していて、8 月に再開。暫定的にという条件を受けて 8 月から再開した。事件以降、再開してからの落札率ってどうなっていますか

事務局

80 から 90 パーセントぐらいです。事件前よりも落ちてるってということで、最低制限を争ってる感じなんです。なので、度々最低制限を下回る入札もありまして、特に土木工事は最低制限ラインギリギリが多いです。あと、積算した結果、もうやっぱり取りたいってということで、もうその最低制限を狙ってもう入札してきてるのかなって感じは 見受けられますね。

委員

工事の質についてはどうでしょうか？

事務局

それはそうですね。発注してまだ2ヶ月程度で今施工中ですので、結果はこれからだと思いますね。年末から年度末にならないと評価は難しいかと思います。

委員

その8月以降で明らかに違うというのは何が違いますでしょうか。指名している数とか、例えば今議論になってるような項目で明らかな違いがあるとかっていうのを感じていることありますか。

事務局

今のところ、大きな工事が、8月以降それほど大きな発注が無いんですよ。今、一般競争入札となる2000万円を超える発注がほぼ無い。ここ最近の発注規模であるとbランク中心の指名競争ばかりとなっている。あと、一般競争については、基本的にランクで言うとa、bランクが大体こう参加できるような、そういった条件の設定はしているんですけども、やっぱり参加される事業者はbランクの一部と、あとaランクの一部ってところですね。それほどは参加してこない。先月公告した、一般競争入札もつい先日資格審査委員会やったんですが、23日に入札予定してまして、6件のうち2件が制限付一般競争になるんですけども、2000万以上ですね。ですけども、1件については、申請があったのが4社で、あともう1件が3社という結果でした。一方、指名競争の方については、基本的には5社以上はということではあるんですけど、どうしてもやっぱり5社揃わない工事もあることが分かりました。森林整備事業であるとか、そういうのはあるんですけど、そんなことでやっていますので、制限付き、今のところ、さっき応札の話ありましたが、ちょっと応札可能業者数ももうちょっとやっぱり増やす必要はあるのかもしれないですね。結果的に申請が4社、3社ってことで業者が固定化する傾向がみられます。

委員長

それも町内の業者ですか。

事務局

要件は石川郡内で設定してありますが、町内しか出てこなかったという結果となった。

委員長

この事件の前がまで5000万だったのを2000万にしたじゃないですか。この2000万のなん

か根拠みたいのがあるんですか。つまり、じゃあ 2000 万にするとかなり一般競争入札の案件は増えますよってということなのか。いや、そこまでは増えないよとか何か考えがあってそうした。

事務局

一般競争入札はもうちょっと件数が増えるかなっていう想定はしてたと思います。あの当時、2000 万で行こうって決めたのが、当時の副町長でしたけども、意外と 2000 万を超える工事が無かった。

委員長

指名競争入札があること自体が絶対ダメだなんて僕は思っていないんですけども、やっぱりこの 5000 万を 2000 万に、一応暫定的にしといてなんですけども、このまんまというよりは、やっぱりもうちょっと 指名競争入札を残すにしても、一般競争入札を拡充する。で、その拡充をすれば、実際に、工事数と金額だとね、別になっちゃうんですけども。少なくとも工事数で半分以上は、一般競争入札にするぐらいのイメージだと何万ぐらいにすればいいのか。

事務局

1000 万円あたりかと思います。

委員長

そうすると、1000 万まで拡充すると一般競争入札が増えますか。

事務局

そうですね、増えますね。

委員長

一般土木は公共工事の中のどのぐらいの比率なんですか。

事務局

ほとんど、90 パーセント以上は一般土木工事になります。

事務局

そうです、新設、改良とか舗装工事で、アスファルトの表層だけなので、よく道路でやってる

表面だけ削ってっていう工事の場合が舗装になります。ほとんどが道路新設改良工事で、路盤の方まで基礎まで直して上を舗装して仕上げるっていう工事のこととなります。

委員長

そうすると、この一般土木の中身は、やっぱり道路を中心ということですか。

事務局

道路ですね。

委員長

橋とかトンネルとかの場合もある。

事務局

トンネルはないですね。橋、橋梁関係も道路の一部なのでメンテナンス工事はある。ただ新設はないですね。

委員長

建築っていうのは、要するに建物を建てること。

事務局

そうですね、例えば小学校。今ですと、認定こども園。これも本当に何年かに1回だと思えます。建物建てるっていうのは、大きな工事になるので。最近は学校とかもだんだん統合して減っていったるので、建物新しく建てるっていうと、建て替え、庁舎も建て替えましたし。今予定されているのは、コミュニテセンセンター整備でしょうか。

委員長

道の駅はどうですか。

事務局

道の駅も建築工事になります。

事務局

基本的には随意契約で行う予定で協定を結んで、はい、DBO方式なんですね。設計、施工、管理まで、はい、一貫でっていうことなんですけど、今ちょっとまだ交渉中で、もうできれ

ばその方式でやりたいってことで、今も交渉はしています。ちょっと金額的な面では、いまだちょっとだ、妥結できてないっていう状況ですね。

事務局

去年だと全部で72件落札あって、で、うち23件が1000万円以上でした。

委員長

23件が1000万円以上。

事務局

ただ、これが色々混ざってるので、委託とかも、委託も入ってます。工事だけに限定すると30件で全体の3分の1ぐらい、そのうち15件が1000万を超えていました。

委員長

1000万っていうのは、一般土木ですか。

事務局

はい、一般土木だけです。30件あって、15件が1000万超えてた。

委員長

ということで、この辺りの結論をそろそろ決断していきたい。あまりね、非現実的な、ちょっと無理だよっていうようなことを言ってもしょうがないので、ある程度現実的ながら競争性を担保して、不正が起こりにくい、そういう仕組み、制度をね。

委員

今回の事件は、全て指名競争入札ということでしたか。

事務局

はいそうでした。

委員

完全になくすっていうのはちょっと難しいと思いますけど、やっぱりこう指名競争入札の件数を減らしていく方向を考えていくことが望ましいと思います。制限付き一般競争入札を原則にするように進めるべき、そのドラスティックに変えることは難しいですけど、さっき言ったその

対象工事の金額を下げるとか地域要件を拡充するとかで入札可能な業者さん増やして、できるだけ一般競争入札でもらうことが望ましいだろうなという風には思います。

#### 委員長

いや、もう指名競争には原則やめます、一般競争入札でやりますって言った方が聞こえはいいです。でも、その色々なことを考えると、色々なことっていうのは、災害が起きた時の対応していただくとか、町内の産業振興とか、そういうことを考えると、全部一般競争入札っていうわけにもなかなかいかないの、今までにももう少し拡充をして、1000万ぐらいだったら、1000万以下だったら、どっちかっていうと小規模に近いものですよ。ていうのが落とすどころ火と思います。いや、僕はこの委員会に来る前は、原則一般競争入札がいいかなって思ったんだけど。

#### 委員

なんか現実的なその、弊害っていうか。原則、その、拡充させていくのに、なんか障害になるようなことってあるんですか。

#### 事務局

障害というか、担当課の方で指名するにあたって、どういう風に業者を選んだらいいのか、悩んで相談を受けることが多くなっています。指名委員会の中でも指名内申されて上がってきた業者が適切かどうか判断する際に悩むことが多くなっている。先生いつもおっしゃるように、数が少ないからいつも同じところを指名するようになっちゃって、固定化しちゃってというところがあって苦しいところがある。町内 a ランクは数も決まってるし、少ない中で選ばなきゃいけないって苦しいっていう様子が多々見られます。工事のお話だけ中心で話してますけど、それ以外の委託とかそういったところも担当課の方で業者の指名でだいぶ悩んでいる様子が見受けられます。逆に原則一般競争入札にしたほうがそうした悩みはかなり解消されるかもしれない。

#### 委員長

だから、もうこれ一応概ねって書いてあるけども、もう絶対7社守んなきゃダメだよ。という風にすればね。で、その中でどういう業者を指名するかっていうのは、ある程度、なんていうかな、例えば地域の問題とかね、そういうので優先順位ってのはもっと決まってくるし、あるいは今までの実績、経験とか、その辺を踏まえてやるというのが大体、他の自治体でもやってるあれですよ、伊達市を例に出すと、エリアが広いから、指名はやっぱりある程度地域近いところっていうのをまず優先的に考えてっていうのをやってみたいですね。

事務局

問題は何かって言われると、どのように指名するかっていうところが問題になっているところ  
です。今、内部で今実際に運用しててですね、今回のこの事件以降、ますますどういう風に指  
名したら迷うという相談が多くなっている。

委員長

この委員会でその指名の仕方というのが、そこまでは、こまではね、多分やる必要があれで、  
あとはその役場の中でね、 どのような、要するに、その場その場で行き当たりばったり  
ではなくて、その優先順位を決めといて、まずは地域 やるとか、今までの実績であるとか、  
そういう風に決めといて、それでやっていくと。あとはその順番ですよ。ある程度のローテ  
ーション。

委員長

だからね。僕はいつも言ってんのは、県が指名競争入札を復活させたときにも言ったんですけ  
ども、指名競争入札が悪いんじゃないくて、 指名に恣意性が働くのが悪い。つまり、誰がやっ  
てもこういうこと、こういう業者が指名されるんだよ、今回はっていうようなルールはあらか  
じめできてればいいわけで、それを、これ入れろとかこれ外しとかっていうようなこと起きな  
いような、そういう仕組みにしておかなければいけないで、で、そういう仕組みはもう役場内  
で、もうちゃんと一旦に合うように作ってもらうか。

委員長

だって、その都度その都度さ、いろんな基準でこうやってるとさ、やっぱり恣意性が働いて裏  
で色々あるとかないとかって話になりますよね。

事務局

今のところは工事に関しては全てランクで判断しています。ランク表で見て指名するっていう  
方法でしか選定していない。

事務局

同じ規模の工事の入札が連続すると、 同じ顔触れになっちゃって、同じ人がずっと座ったま  
ま次々札だけ入れていくというケースが結構ある。先月の入札が4件続けて応札業者も同じで  
7社だった。

委員長

それは全部町内。

事務局

町内です。町内なんで、どこを指名するかと我々が悩むのではなく、一般競争入札で業者側に、参加するとかしないとかそういう部分は相手側に任せてやった方がいいのかなって気持ちも最近があります。

委員長

今までの指名競争入札は、基本的にその工事を請けられる町内の業者があれば町内業者だけを指名して済ませるっていうことでしたか。

事務局

そうです。

委員長

それをどう崩すか崩さないか。

事務局

そうですね、規則性を崩すのであれば、町内の業者プラスそこに町外から1社以上必ず入れるみたいなルールを入れて、不規則性を出すということでしょうか。

委員長

うん

事務局

っていうのも1つかなっていう風に思います。

委員長

毎回毎回町内の同じ業者が落札してしまうっていうのは、やっぱりちょっといろんなことが想像されてしまいますよね。そういうことから、原則一般競争入札にしてという必要はあるのかな。

事務局

そうですね。それでもいいのかなって。先生のご意見も聞いてそうだなと。

委員長

そして、10件なら10業者は絶対確保するような地域要件、格付け要件にすると。

事務局

そうですね。

委員長

それで、その不調が心配だって言うなら、その2回目は指名競争入札でやりますよという方が、今の話を聞いたら、僕ら、そっちの方でどうかなっていうところありますね。

事務局

考え方は今のでも全然いいんですけど、最近の動向で気になることがあります。入札を再開してから行った制限付一般競争入札に申請があった業者っていうのはが固定化してきている。さっき言った、例えばbランクで8社あって、うち7社を指名してるんですけど、1社休業中で、7社のうち、応札してくれるのは2社だけで、他の5社は一般競争入札に今回は参加してくれなかった。1番最初の時は4社だった。申請を手間と感じてるのか。今までのこの発注の中で、制限付きを入れたとはいえ、やっぱり指名競争の方が割合多いですから、だから無理せずに指名されるのを待ってるのか、その辺の意図はわからないんですけど。今回も2社ずつしかなかったっていうことが気になっている。あとaランク入れて4社と3社になったんですけども。で、そういうの考えると、全部一般競争にした時に手が上げれない業者とか出てきちゃう心配は今のところあるんですね。ただ、本当に全部一般になれば、手上げなければイコール元請けはなくなっちゃうので、これ企業努力でそんなこと言わずに手上げるしかないということになると思いますが。

委員長

基本的にその町の公共工事のみで事業を行っている業者ということか。他に民間の仕事もいっぱいやってるとかっていうわけではないんでしょうか。

事務局

民間の工事発注ってそれほど多くない印象ですがどうなんでしょうか。

事務局

大きな国県発注の公共工事の下請けとかでつないでいるんでしょうかね。

委員長

下請けは売上げ上がらないでしょ、絶対。元請けの方が良いよね。

事務局

どうなんですかね。

事務局

そんなのもちょっとあって、表現なんですけど、その辺がちょっとどうなのかという。

委員長

今までの延長線で業者もいるからさ。そういうことであって、もう変えちゃえばもうそれに対応せざるを得ないということになるかもしれないですよ。

事務局

中途半端に指名の可能性残しとくと業者側にそういう期待を抱かせてしまうかもしれない。一般競争は手続きが面倒だからやりたくない、一般競争入札が不調になり指名競争になるのを待ってしまう状況も想定される。そういう風にもなっちゃうから、例えば130万超えるようなものは全て制限付きでいきますよって、そういう感じにしちゃって、じゃあもうやるしかないのかという雰囲気にならないとダメなのかなと。

委員長

工事によってはその地域要件をね。場合によっては町内っていう地域要件もあり得るわけじゃないですか。そうすると指名競争入札とそう変わらないでしょ。

事務局

そうですね。そうすれば我々から恣意性を働かせているということはなくせる。どうやって選んだのってなったら、それでもいいのかなって。町内に限定してるからこれですって言って、それでもいいのかなって。指名という形で我々が手を加えすぎるのも良くないのではないかと感じる部分もあります。

委員長

それだと指名委員会の存在が意味なくなってしまう。でも、不調が続いて公共工事が滞っちゃうのも困りますね。

事務局

非常に困る。

委員長

だから、2回目指名でやるということならば2度手間になっちゃうかもしれないけども、不調に終わってもう工事ができないってということはないんじゃない。

事務局

そうですね。

委員長

これ、随契も結構めんどくさくて、例えば、一般競争入札2回やってさ、2回ダメだったから随契しましょうったら、じゃ、誰とやればいいんですか。っていうことになるんですよ。多分ね、その時はある程度業者がいれば、その業者の中から近いところに行って、そん中で1番安い業者とかね。

事務局 2

指名競争が基本だったのが、この一般競争入札にすることで変わるとすれば、その町内の業者さんを、今までちょっとこう、気遣って、保護育成っていう観点から指名してたけど、その観点がちょっとなくなるっていううんことぐらいでしょうか。

事務局

観点はなくなるんじゃない。エリア決めれば石川町内だよって。

事務局 2

なんかそうすると、結局は業者は同じということで今までとあまり変わらないんじゃないかと。

委員長

でもさね、ね、10社以上にすれば7とか8とかっていう。だから、例えば土木のaだったら5社でしょ。

事務局

今5社ですね。

委員長

そうになったら、これじゃダメなわけじゃない、一般の入札にした場合、そうすると、郡に広げていきたいと思います、出しましょう。で、それでもダメな場合はプラス須賀川で出しましょうか。やっぱり白河とかいわきとか郡山なんかと比べると1番、いろんな意味では、人的な交流とか、経済的な交流も含めてですが、須賀川が一番ですか。道は1本だし、近いし。

事務局

そうですね。あと、エリアが県中エリアっていうところで、同じエリアに属しているの。隣接してるって言えば、白河市の隣接ちょっと隣接はしてるんですけども。

事務局

行政圏の中では、白河市ってのは、石川町とはそんなにお付き合いはないですね。やっぱり県南に白河市はなってますので。

委員長

ちゃんとした道路が通っているかどうかっていうのは、結構大きいじゃない。

事務局

大きいですね。

事務局

公共交通なんかは、バス路線なんかは白河と直接結んでる路線なんかもあるんですけども、経済圏は町内でも地域によっては買い物に行ったりとかってのはあるんですけどね。ただ、行政的には、線引きされてて別だっていう状況です。あとは、先ほど先生からありましたように、例えば伊達市のように5000万以上のaランクじゃないとできない仕事であれば、これは地域要件を広げるしかないですけど、ある意味、2000万、3000万の工事であれば、bランク、aランク両方を想定すれば、郡内ぐらいでも全然いいのかなと思いますので、その工事の中身っていうか、そういうものでちょっとそのエリアの設定をしていけばっていうところですかね、地域を守るっていう視点は。

委員長

で、先ほど、ちょっと会議の前の話なんですけど、その地域を守るっていう場合のね、やっぱり災害にどう対応するかっていうことなんですけども、伊達市は伊達市の建設業協会っていうのがあって、で、そこと災害が起こった時の協定を結んでいるらしいんです。ところが、石川町は、ちゃんとしたのは、ありますか？

事務局

今確認できませんが、何かしらの協定は結んでいるのではないかと思います。非常時の連絡網を見たことがありますので。ただ、どんなものかというのは改めて確認したことはありません。

委員長

協定は見たことがないけどお互いにそういった時に対応できる関係っていうのはね、やっぱりちょっとやっぱやばくて、きちんとした協定に基づいて、こういうルールで、こういう時はこういうのをお願いするっていうような仕組みをね、作っとかなきゃいけなくて、それは石川町の業者だけなのか、あるいは石川郡も含めて、エリアを広げてなのとかかね。

事務局

郡内までは広がってはいないですね、町内に建設業協力会という組織があります。

委員長

全てね石川の町の中だけで完結する必要はないわけじゃないですか。ただ、お互い様なわけだから、色々隣接するご近所の町とか市と助け合ってやるべきことですので。この前ので、地震があってね、水道が結構やられて、で、ああいう水道っていうのは、全国から、助けに行くんですよ。それで、僕、福島市の水道局の方を知っているんですけども、福島県が助けるのは、なんかね、名古屋あたりのあれが中心となったので、そこの命令系統で郡山市と福島の水道局が助けに行って、それで、それぞれ、多分2週間、3週間ずつ向こうに行って、で、ただ、水道管、穴掘って云々っていうのはできないんで、それはなぜかっていうと、今後のまちづくりがどうなるかっていうのがわからないんで、ちゃんとした水道管、もう1回埋め直しても無駄に終わる可能性があるんで、のリース管って言って、その道路の上に、ちょっとこう、動くことができるような班を応急的に設置するというのを、その福島と郡山のお手伝いに行ったら話してましたけども、ただ、やっぱりそれは、その時はお互い様なんでね、もう全部町内だけでね、はい、そうで済ますみたいなことはできないので、地震の時もね、大震災の時も、結構近いところでも、すごく被害があったところと、そうでないところが、あったでしょうね。例えば、須賀川は結構ひどかったですよ。あれ、市役所がもう古かったっていうのもあるかもしれないけど、もうダメで、それと比べたら石川の方はそれほどでもなかった。あ

と、水害なんかもね、やっぱり局地的に起こる可能性があるのでね、その辺は石川町だけでなんとかしようっていう、狭い条件じゃない、広げて行くことが大事。

事務局

そうですね、今は広域化という考え方が主流です。そういう意味でも、広域的な。そういった連携ってのは大事だとおもいます。

事務局 2

都市建設課に確認したところ災害協定は結んでいないとのことでした。災害が起きた時のパトロールをお願いするっていう契約はしてるけども、都市建設課で協定は結んでいない。

委員長

ということなので、それはこの報告に、どのようにかけるかかけないか、ちょっとよくわかんないけども。少なくとも地元の業者を守っていかなくちゃいけないっていうことの1つの大きな論点は、やっぱり災害が起きた時に、ちゃんとね、復旧を手伝ってもらわなくちゃいけないということがあるので、それを補強するために、補完するためにちゃんとした協定を個別の業者ではなくて、業界団体っていうんですか、そこと結ぶということ。あの市町村間の協定ってのはありますか。

事務局

今は郡山が中核市になってまして、でエリアの構成町村、この周りのですね、石川も入ってるんですが、その中で災害の協定なんかも結んで、石川郡であれば、例えば何か災害があればこっちから応援に行ったりとかっていう、そういう枠組みはもうできてはいるんですね。

委員長

あれですね、郡山を中心とした広域なんとか圏と福島市を中心としたなんとか圏があって、で、重なってるんですよ。でね、二本松だけは両方重なっていると思いました。二本松・本宮市は両方入っていたと思います。

委員長

ということで、原則一般競争入札にすると。だから、少額の場合はともかく。原則一般競争入札にして、それで不調に終わった場合は指名競争入札にすると。で、その指名をするにしても、最低7社は指名できる、これは概ねでいいと思う、2回目だから絶対7社じゃなくちゃいけないってことにはならないと思うんで。それで、一般業者入札については、入札可能な業者は

10社以上を確保すると。で、そのためには、町内ではない郡であるとかプラス須賀川とかということも、地域を広げると ということもすると。

委員長

例えば、7社指名で確保して、町内で5社、 町外で2社って、この町外の2社って選ぶのって、まためちゃうちゃ大変じゃない。それよりも、競争入札、市場に任せた方がね。彼らの動向も多分そうなれば変わってきますよ。

委員長

あんまり無責任なことは言いたくないけども、いや、このぐらいだったら実現可能かなっていう。

事務局

そうですね。伊達市さんでやられてるんであれば、不可能ではないと思います。

事務局

例外的に、どうしても指名競争で入札方式を選択せざるを得ないものとか、あと、その少額っていうあたりをどの辺まで捉えるかっていうあたりは、ちょっと実際、町の方で、制度整備する際に、ちょっとそこは調整が必要かと。

委員長

概ね5社以上は指名というぐらいで。

委員長

ということでよろしいでしょうか。とりあえずありがとうございます。ということで、この問題は2つの問題が一挙に解決したっていうことになるのかな。

委員長

あとですね、これが28ページの真ん中の制限付き一般競争入札と次の指名競争入札で、随契は何か特別ご意見があれば。

委員長

入れるなら、安易な随契はやめましょうっていうのは、僕は入れた方がいいと思うんですけど。今まで随契でやってたから、本当は随契じゃなくてもいいんだけど、また随契しましょうっ

てというのが、なんか結構あるんですよ。で、それダメだよって、何度も何度も言ってるんですけども、ただ、会議でね、入札監視委員会の会議とかで言っても、その意見は発注部署までそれがなかなか届いてなくて。その発注部署は今まで通りっていう風に、随契じゃなくてもできるにも関わらず、っていうのは結構お聞きします。

委員長

はい、じゃあ、そんなところで、もしもなんかあれば、後でも。で、指名運営委員会というのは、なんか役割がだいぶ小さくなりますよね。

事務局

そうですね、指名がなくなれば資格審査委員会の役割が大きくなりますね。

委員長

で、30 ページ、電子入札はどうですか。

事務局

電子入札は入れたいと思っています。

委員長

では導入に向けて本格的に検討していただきたい。

事務局

そうですね。入れていただいて大丈夫です。

委員長

総合評価方式は、まず項目として立てるか立てないか。総合評価目にするとな、絶対、石川の業者の方が点数高くなっちゃう。社会貢献なんか点数を大きくすると。ただ、技術力だとかね、工事实績とかね、そういうのを入れると。でも、そんな技術力とか工事实績とかってことを考えなきゃいけないような工事はそんなに多くはないですよ。

事務局

ほとんどない。

委員長

ここまではっていうところですかね。

委員長

入札監視もこれも第三者の入札監視委員会を設置する。で、具体的なことは別に書く必要ないよね。

事務局

そうですね。

委員長

だから、設置して定期的っていうぐらいの言い方をしとけば年に1回はちょっと少なすぎるよね。だから、来年に1回ぐらいだと思んですけど、ぐらい。それは別にかかなくても、定期的に会議を開催して という風に書いていただければ。

委員長

実際にこれ、研修とかって今までやってらしたんですか。

事務局

入札・談合とか、これは談合に繋がることだよとかっていうのは、きちんと理解してる職員っていうのは少ないと思います。

委員長

担当課では研修はやってた感じですか。

事務局

発注担当者への研修は行っていなかった。入札担当課としては県の主催する研修会に参加していた。

委員

発注課は研修に参加する機会なかったですか。

事務局

なかったですね。で、やっぱりどっちかっていうと、入札所管する担当課は全部情報わかるので、そこ本当に注意は必要なんですけど、むしろやっぱりもしいろんなちょっとやっぱり問題があるような関係ができるとすれば、それはやっぱり発注担当の可能性が高い。入札担当課と

結びつくってあんまりないので、研修やってなかったってことでいいかなと思うんですね。今、やる必要があるかなっていうところですよね。今回の事件については、職員はなんら関わってはいないってことは判明はしたんですが、ただ、やっぱり先生方も指摘あったように、でもおかしくない状態にはあったってことは間違いないないですので、たまたま町長がということだけでしたので、

委員長

表面化はしてないけどもね。その業者とそういう、担当の課の職員とか、何らかの形で、法律に触れるか触れないかわかんないけども、そういう接触とかはね、あった可能性は十分ありますね。だから、ここまではダメ。ここからは大丈夫で、こういうことをするなら、例えば個室じゃやっちゃダメだよって。

委員長

そうそう、そういうやつ、そういう。そうなん。そうなんです、はい。それすらもう今の職員の中では十分理解できてない職員もいて、個室に入っちゃったりとか、はい、1対1でやっちゃったりとかっていうのもあったりするんで、そういった教育必要かなってとこですね。

事務局

あと、さっきあったように、風通しが良いコミュニケーションっていうあたりは、やっぱりもしそういう風なことで何か働きかけあった場合は、その情報を共有して、きちっとその担当が1人で抱え込んで、そういう環境を築いちゃうんじゃないかって、情報共有して、やっぱダメなものはダメだっていうのをやんわりと相手に伝えるってのは必要だと思うんですね。

委員長

いや、その職員の方の意識っていうのかな、知識もいまいちだったかもしんないけど、この業者もね。今まで通りやってて、別にいいじゃないのって思ってたところは多分あるよね。

事務局

本当に喉元過ぎてしまうとまた同じ、戻っちゃう可能性はないというのもあります。

委員長

これは具体的にはちょっと考えていただくようになるかと思います。

委員長

じゃあ、その次の32ページ、これもあれですね、な、内部通報とかさっきの話考えて、7番はね、抽象的には言えるんだけども、具体的にはやっぱり役場の人たちが考えないといけないことだね。今まではこういうようなことをやりましたと、より良い職場づくり、職場環境づくりにはやりましたけども、今後はこういう観点で、不正というものを起こさないような観点でこういうことをやりたいみたいなことを書いていただければ。

委員長

で、この8番はぜひともやってください。上の方は、業者の人もちゃんと正しい知識を提供してそしてなおかつ罰則はもっと厳しくなると。

委員

ちょっと、もどっちゃうんですけど、公益通報の関係ですが、今あるんですか、対応窓口。

委員長

これも明確には無いんですよ。

委員長

じゃあそれを整備するということ。

委員長

そうですね、これも、整備が必要だと考えています。ただ、こう作り方が、公益通報の関係だけでいくのがいいのか。あと、倫理規定を作った中で、ある意味こういったのも入れ込んでいけばいいかななんて思ってるんですけども。色々こう、全国的には自治体でお持ちのがあるみたいですので。

委員

消費者庁のこのガイドライン。保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインっていう、その内部の職員等からの通報ってあって。ここに色々書いてある。ここに総合的な窓口の設置だったりとかってあるので、それ参考にしてください。

事務局

消費者庁ですね。すいません。ありがとうございます。かなり大がかりな取り組みになりそうですね。1年じゃ終わらないかもしれないですね。徐々に進める感じになりそうですね。

委員長

福島県は去年、今年も含めて逮捕者がたくさん出て、今年は教員が多いんですけども、また今月コンプライアンス教育研修をするので、ちょっとコンプライアンス特別研修を昨年引き続き行います。要するに入札監視委員会のメンバーも出られる人は出てくださいと、こういうのが、最近メールが来ました。

事務局

県あたりだと、あれですか、どのぐらいの職員を対象にやられているんですか。

委員長

課長以上ぐらいでまずやっというて、で、そのビデオなりを録画してあとで見れると。見れるのかな、ちょっとよくわかんないですよ。そんな感じでこの前やってました。

委員長

もちろん研修も必要なんですけども、簡単な表とか、パワポとかさ、そういうので、一体何がいけなくて、ていうのをね、もうフォーマットみたいの作っというて、で、マニュアルみたいので、実際に発注担当になった時は、こういうことはダメだよっというところがちゃんとわかるようにしといた方がいいですよ。

事務局

公正取引委員会で用意しているチラシみたいのがあって、ここに該当するものは完成談合に該当しますよみたいなものがあるんで、そういうの配って、周知、計っていく事も必要かなって思っています。

委員長

公正取引委員会はなんかパンフみたいな簡単なの作ってますね。

委員長

県主催で11月初めに勉強会がある。私もそれ行ってくる予定なんですけどその際に研修をお願いしてきたいと考えています。

委員長

というよう、大体主要な論点が明確になったと思うんですけど、を踏まえて、これの 次のバージョンを作っていたら、それに 今日決まったことを踏まえて、僕は終わりにを書きま

すんで。次の会議の前に原稿をメールで送っていただいて、ざっと目を通しといていただくと、次の会議が。楽になるので。お願いします。